



本学教員が関わった本

新版 よくわかる地域福祉

上野谷 加代子ほか 編著
ミネルヴァ書房、2019年4月

紹介者

佐藤 桃子
(人間科学部 講師)

「地域ってジャーゴンですよね」と、ある人に言われてハッとしたことがある。自分はもうすっかり社会福祉の言語に慣れて分からなくなっていたのだ、と思った。住み慣れた地域での支援、地域にある資源、地域のボランティア団体……など、社会福祉や公共サービスに関係している分野では、ある一定の共通理解を得ている（と期待している）のが「地域」という言葉である。しかし、誰もが「地域」に住み、「地域」に慣れ親しんでいるはずだが、人によってそこから思い浮かべるものは異なるだろう。

それゆえ、本書のテーマである「地域福祉」とは、福祉のなかでも分かりにくい概念である。福祉といえは高齢者、障害者、生活困窮など、「特別な」対象のための専門的なサービスというイメージがあるため、地域

福祉と聞くと「地域って何？ 福祉って何？」と、それらの言葉に対する理解を揺るがされる気がする。地域福祉とは、上記のような「対象者別の」福祉とは異なり、地域生活のなかで行われる福祉活動全般を指す。そしてそれらの福祉活動は、福祉専門職が担うものとは限らない。

本書の編者でもある上野谷加代子教授は、最初の項目（I-1地域福祉という考え方）のなかで地域福祉について「生活のなかで助けたり助けられたりする経験を「助けあう」という相互の関係まで高め合うしくみ」（p.2）という言葉で表現している。つまり、地域に生活している私たちは、気付かないうちに地域福祉活動によって助けられたり、助けたりするしくみの中に生きている。福祉に関係する専門職でなくとも、私たちは住んでいる地域での生活を支

える地域住民のひとりとして、地域福祉の一部を担っている。

この助け合うしくみは、1960年代以降の日本で、地域福祉の理論としてさまざまな研究者により理論化が試みられた。1970年『地域福祉研究』、1974年『地域福祉論』を著した岡村重夫をはじめ、各論者によってその概念が検討され、整理されてきた。また、時代ごとに異なる社会背景や情勢、地域の課題に対して、地域福祉はその都度役割を少しずつ変えていくが、地域福祉の原則が「住民主体」であることには変わらない。本書ではその多義的な地域福祉について、多方面から、それぞれの分野の著者によって丁寧に読み解いていく。

2019年に出版された本書は書名に『新版よくわかる地域福祉』とあるとおり、2004年に初版が発行された前著『よくわかる地域福祉』を全面改訂したものである。これは、社会状況の変化に合わせて地域福祉に求められるものや役割が大きく変わりつつあることを表している。新版では「子どもと地域福祉」と「災害と地域福祉」という前著になかった新しい章が立てられた。私たちが地域で生活する中で「助け合うしくみ」を必要とする顕著な例が、子育てと

災害という場面なのである。I-4では、公民館を拠点とした地域組織化の事例として、元松江市社会福祉協議会の事務局長を務めた須田敬一氏が松江市について執筆している(p.10-11)。松江市では、社会教育の役割を持つ公民館と地区社会福祉協議会が一体的に地域福祉を推進する役割を担っており、地域住民がそれぞれの地域の公民館を拠点にさまざまな地域福祉活動を生み出してきた。住民主体のしくみを作り上げてきた例である。

私は「子どもと地域福祉」の中の、子育て支援、社会的養護、子どもの居場所の項目の執筆を担当した。執筆する中で、「地域福祉が何なのか」という問いには一言で答えられないなと思いつつも、子どもたちは地域社会でいろいろな大人と関わりながら育つものであることを改めて確認した。子どもに地域福祉によるさまざまな活動や支援が届かないということは、子育て世帯が地域で孤立してしまうことを意味する。子育て世帯が「助け合い」のしくみの中に入れば、貧困や養育困難などの問題が地域ですくい上げられないまま、虐待という形で表面化することもある。

福祉なんて自分には関係ない、と

思う人にこそ、「地域福祉」という考え方に触れてほしい。たとえば本書の中では、「地域福祉の推進主体」として専門職であるコミュニティ・ソーシャルワーカーや社会福祉協議会などと同時に、社会的企業（Social Enterprise）や生活協同組合・農業協同組合などの項目も立てられている。福祉という言葉がついていなく

ても、地域社会で経済活動をする主体は地域福祉の担い手になる。もちろん自治会・町内会やボランティア組織、当事者組織も地域福祉の担い手である。地域に暮らす上で社会関係を作らないと人は生きていけない。であればだれでも、この「助け合い」のしくみの一部なのである。

